

令和3年度山添村持続化給付金交付要綱

令和3年6月23日
山添村告示第67号

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業自粛等により、大きな影響を受けている中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、給付金を交付することにより、事業の継続を支えることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。ただし、給付金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 2021年4月1日時点において、中小法人等にあつては村内に本社又は営業所等があること。個人事業者等にあつては村内に住所を有すること。ただし、商工業者である個人事業者等にあつては村内に事業所、店舗等を有する者も対象とする。
- (2) 2020年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 2021年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年又は前々年同月比で事業収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2021年1月から申請する日の属する月の前月までの間で、前年又は前々年同月比で事業収入が20%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。
- (4) 村税を滞納していないこと。
- (5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、前段の暴力団、暴力団員及び暴力団等が経営に事実上参画していないこと

2 第10条第4項第8号の規定に基づく特例を用いる場合、前項第1号及び第2号の規定はそれぞれ以下により読み替えるものとする。

- (1) 2021年3月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- (2) 2021年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2021年の開業日の属する月から3月の月平均の事業収入（2020年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2021年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合は、2021年1月から3月の月平均の事業収入）に比べて事業収入が20%以上減少した月（以下「2021新規開業対象月」という。）が存在すること。2021新規開業対象月は、2021年4月から申請を行う日の属する月の前月の間で、ひと月を申請者が任意に選択する。

（交付額）

第3条 給付金の交付額は、10万円を超えない範囲で、対象月と比較する年の月の属する事業年度の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 給付金の申請期間は、2021年6月23日から2022年2月28日までとする。

2 申請者は、令和3年度山添村持続化給付金交付申請書（中小法人等は様式第1号、個人事業者等は様式第2号）及び宣誓書（様式第3号）に次に掲げる書類等の写し（以下「証拠書類等」という。）を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 中小法人等の場合は、次のすべて

ア 対象月と比較する年の月の属する事業年度の確定申告書別表1の控（収受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控

イ 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

ウ 法人名義の振込先口座の通帳の写

エ その他村長が必要と認める書類

(2) 個人事業主の場合は、次のすべて

ア 対象月と比較する年の月の属する年分の確定申告書第1表の控（収受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。ただし、そのいずれも存在しない場合は、事業収入金額が記載された税務証明書の提出で代替することができる。）

イ 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

エ 別表1に定める本人確認書類

オ その他村長が必要と認める書類

（不交付要件）

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を交付しない。

- (1) 他市町村の新型コロナウイルス感染症経済対策の支援金等を受けた者
- (2) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織もしくは団体
- (6) 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと村長が判断する者

（給付金の交付）

第6条 村長は、第4条第2項の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請内容の審査を行い、給付金の交付又は不交付を決定し、その旨を令和3年度山添村持続化給付金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定に基づき給付金の交付を決定したときは、当該交付決定者に給付金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 前条の規定による決定及び額の確定を受けた者は、給付金の給付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正受給等の調査)

第8条 村長は、交付要件を満たさないこと又は不交付要件に該当することが疑われる場合は、交付決定者に説明を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

2 村長は、前項の調査の結果、不正受給等に該当することが判明した場合には、交付決定を取り消すものとする。

(給付金の返還)

第9条 前条第2項の規定に基づき給付金の交付決定を取り消された者は、給付金が既に給付されているときは、村長の定める期限内に、当該給付金を返還しなければならない。

(証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例)

第10条 第4条第2項第1号アの証拠書類等について、申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合には、対象月と比較する年の月の属する事業年度の確定申告で申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

2 第4条第2項第2号アの証拠書類等について、前年又は前々年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、前年又は前々年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。

3 法人名が変更された場合(対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。)には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

4 第3条に規定する交付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、中小法人等は別表2-1、個人事業主は別表2-2に定める証拠書類等を提出することで、中小法人等は別表2-1、個人事業主は別表2-2の算定式及び基本情報を用いて交付額の算定を行うことができるものとする。

- (1) 2020年1月から12月の間に、設立した法人(または、開業した個人)である場合
- (2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
- (3) 収入を比較する2つの月の間に、合併を行っている、又は事業の承継を受けた場合
- (4) 連結納税を行っている法人である場合
- (5) 2019年又は2020年に発行された罹災証明書等を有する場合
- (6) 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合

(7) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

(8) 2021年1月から3月の間に、設立した法人（又は、開業した個人）である場合（2020年1月から12月の間に法人を設立（又は、開業）し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から3月の間に事業収入を得ている場合を含む。）

（その他）

第11条 この要綱に定める者のほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された給付金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写を提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

- 1 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- 2 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 3 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 4 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- 5 上記 1 から 4 を保有していない場合、住民票の控及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控及び各種健康保険証の両方

別表 2-1 (中小法人等) (第 10 条関係)

項	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
<p>1 2020 年 1 月から 12 月の間に設立した法人である場合</p>	<p>2020 年 1 月から 12 月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、2020 年の月平均の事業収入に比べて 20% 以上減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第 4 条第 2 項第 1 号で定める証拠書類等 (2020 年中に複数の事業年度が存在する場合には、2020 年中の全ての事業に係るものを提出すること。)</p> <p>2 履歴事項全部証明書 (法人の設立年月日が 2020 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間であること。)</p>	<p>$A \div M \times 12 - B \times 12$</p> <p>A : 2020 年の年間事業収入 M : 2020 年の設立後月数 (法人を設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1 か月とみなす。) B : 対象月の月間事業収入</p>
<p>2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも 2021 年の任意の 1 か月を含む連続した 3 か月 (以下「対象期間」という。) の事業収入の合計が、前年又は前々年同期間の 3 か月 (以下「基準期間」という。) の事業収入の合計と比べて 20% 以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の 50% 以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の 50% 以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は 2021 年 12 月以前とする。また、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第 4 条第 2 項第 1 号で定める証拠書類等 (基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第 4 条第 2 項第 1 号</p>	<p>$A - B$</p> <p>A : 基準期間の事業収入の合計 B : 対象期間の事業収入の合計</p>

	<p>アの証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。また、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第4条第2項第1号イの証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を提出すること。)</p>	
<p>3 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることことができる。ただし、2019年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、2020年1月から12月の間に合併した法人は、第10条第4項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 第4条第2項第1号で定める証拠書類（第4条第2項第1号については合併前の各法人に係るものであり、2019年又は2020年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年又は2020年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第4条第2項第1号イからエまでについては合併後の法人に係るものとする。）</p> <p>2 履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p>$A - B \times 1.2$</p> <p>A：合併前の各法人の2019年又は2020年の年間事業収入の合計</p> <p>B：合併後の法人の対象月の月間事業収入</p>
<p>4 2019年または2020年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2019年又は2020年に発行された罹災証明書等を有する法人の場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることことができる。</p> <p>1 第4条第2項第1号で定める証拠書類等（第4条第2項第1号アについては、罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。）</p> <p>2 罹災証明書等（2019年又は2020年に発行されたものに限る。）</p>	<p>$A - B \times 1.2$</p> <p>A：罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>5 連結納税を行っている法人である場合</p>	<p>連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第2条に規定する要件を満たす場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によること</p>	<p>$A - B \times 1.2$</p> <p>A：対象月と比較する年の月の属する事業年度の年間事業収入</p>

	<p>きる。なお、この特例は、第10条で定める他の特例と併用することができる。</p> <p>1 第4条第2項第1号で定める証拠書類等（確定申告書別表1の控については、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。）</p>	<p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>6 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業から法人化した場合</p>	<p>申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業として作成されている場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に法人化した法人はこの特例を適用できず、2020年1月から12月の間に法人化した法人は、第10条第4項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 第4条第2項第1号で定める証拠書類等（第4条第2項第1号アについては、2019年分又は2020年分の法人化前の個人事業者に係るものとし、第4条第2項第1号イからエまでについては、法人化後の法人に係るものとする。）</p> <p>2 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条）（法人設立届出書の場合は、法人設立届出書の「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告に番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。）</p> <p>3 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p>$A - B \times 1.2$</p> <p>A：2019年又は2020年の法人化前の個人事業者の事業収入</p> <p>B：対象月における法人化後の月間事業収入</p>

<p>7 特定非営利活動法人および公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合</p>	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、月次の収入を確認できない場合、対象月と比較する年の月の属する事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとする。</p> <p>1 対象月と比較する年の月の属する事業年度の年間収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。）</p> <p>2 対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>3 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>4 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>5 その他必要と認める書類</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：対象月と比較する年の月の属する事業年度の年間収入 B：対象月の月間収入</p> <p>ただし、A及びBの収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。</p>
<p>8 2021年1月から3月の間に、設立した法人である場合（2020年1月から12月の間に法人を設立</p>	<p>1 2021年1月から3月の間に法人を設立した場合であって、2021年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2021年の法人を設立した日の属する月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p>	<p>$A \div M \times 6 - B \times 6$</p> <p>A：2021年1月から3月の間の事業収入の合計 M：法人を設立した日の属する月から2021年3月の間の設立後月数（法人を設立した日の属する月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。ただし、2020年1月から12月の間に法人を設立し、2020年の</p>

<p>し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から3月の間に事業収入を得ている場合を含む。）</p>	<p>(1) 様式第5号（2021年の法人を設立した日の属する月から2021新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。）</p> <p>(2) 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2021年1月1日から3月31日の間であること。）</p> <p>(4) その他必要と認める書類</p> <p>2 2020年1月から12月の間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による収入を得ておらず、2021年1月から3月の間に事業により収入を得ている場合であって、2021年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>(1) 様式第5号（2021年1月から2021新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。）</p> <p>(2) 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2021年1月1日から3月31日の間であること。）</p> <p>(4) その他必要と認める書類</p>	<p>事業収入が存在しないために本特例を用いる場合は、3とする。）</p> <p>B：2021新規開業対象月の月間事業収入</p>
---	--	---

別表 2-2 (個人事業主) (第 10 条関係)

項	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
1 2020 年 1 月から 12 月までの間に開業した個人である場合	<p>2020 年 1 月から 12 月までの間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、2020 年の月平均の事業収入に比べて 20% 以上減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第 4 条第 2 項第 2 号で定める証拠書類等</p> <p>2 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(1) 開業・廃業等届出書 (所得税法第 229 条) (開業日が 2020 年 12 月 31 日以前で、当該届出書の提出日が 2021 年 4 月 1 日以前であり、税務署受付印が押印 (e-Tax による提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。)</p> <p>(2) 事業開始等申告書 (地方公共団体が発行。) (事業開始の年月日が 2020 年 12 月 31 日以前で、当該申告書の提出日が 2021 年 4 月 1 日以前であり、受付印等が押印されていること。)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類 (事業開始の年月日が 2020 年 12 月 31 日以前であること。)</p>	$A \div M \times 12 - B \times 12$ <p>A : 2020 年の年間事業収入 M : 2020 年の設立後月数 (開業日の属する月は、操業日数に関わらず、1 か月とみなす。) B : 対象月の月間事業収入</p>
2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合	<p>少なくとも 2021 年の任意の 1 か月を含む連続した 3 か月 (以下「対象期間」という。) の事業収入の合計が、前年又は前々年同期間の 3 か月 (以下「基準期間」という。) の事業収入の合計と比べて 20% 以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する年の年間事業収入の 50% 以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が 2</p>	$A - B$ <p>A : 基準期間の事業収入の合計 B : 対象期間の事業収入の合計</p>

	<p>018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2021年12月以前でなければならない。また、所得税青色申告決算書において2019年又は2020年の月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第4条第2項第2号で定める証拠書類等（基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第4条第2項第2号アの証拠書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。）</p>	
<p>3 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できない。なお、2020年1月から12月の間に承継を受けた者は、第10条第4項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 事業の承継を行った者の死亡による事業承継でない場合</p> <p>(1) 第4条第2項第2号で定める証拠書類等（第4条第2項第2号アについては、事業の承継を行った者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p> <p>(2) 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分又は2020年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から同年4月1</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：事業の承継を行った者の2019年又は2020年の年間事業収入</p> <p>B：事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入</p>

	<p>日までの間とされており、提出日が開業日から1か月以内で、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>2 事業の承継を行った者の死亡による事業承継である場合</p> <p>(1) 第4条第2項第2号で定める証拠書類等（第4条第2項第2号アについては、事業の承継を行った者（死亡した者）の名義によるものに限ることとし、同一の当該事業の承継を行った者に係る書類に基づく給付は一度に限るものとする。また、同一の事業の承継を行った者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とする。その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p> <p>(2) 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分又は2020年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が事業の承継を行った者の死亡年月日から申請日の間であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 所得税の青色申告承認申請書（「5相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致しており、税務署受付印が押印</p>	
--	---	--

	<p>(e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。)</p> <p>イ 個人事業者の死亡届出書(「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、收受印が押印(e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。)</p> <p>ウ 準確定申告書類の控(死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印(e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。)</p>	
4 2019年または2020年に発行された罹災証明書等を有する場合	<p>2019年または2020年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類等(第4条第2項第2号アについては、罹災証明書を受けた年の前年分に係るもの。)</p> <p>2 罹災証明書等(2019年または2020年に発行された者に限る。)</p>	<p>$A - B \times 1.2$</p> <p>A : 罹災証明書を受けた年の前年の年間事業収入</p> <p>B : 対象月の月間事業収入</p>
5 2021年1月から3月の間に開業した場合(2020年1月から12月の間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得てお	<p>1 2021年1月から3月の間に開業した場合であって、2021年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2021年の開業日の属する月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>(1) 様式第6号(2021年の開業日の属する月から2021新規開業対象月の間の事業収入が記載されてお</p>	<p>$A \div M \times 6 - B \times 6$</p> <p>A : 2021年1月から3月の間の事業収入の合計</p> <p>M : 開業日の属する月から2021年3月の間の開業月数(開業した月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。ただし、2020年1月から12月の間に開業し、2020年の事業収入が存在しないために本特例を用いる場合には、3とする。)</p> <p>B : 2021新規開業対象月の月間事業</p>

<p>らず、2021年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む)</p>	<p>り、税理士の確認を受けたものであること。)</p> <p>(2) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>(3) 別表1に定める本人確認書類</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2021年1月1日から3月31日の間であり、当該届出書の提出日が2021年5月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>イ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2021年1月1日から3月31日までで、当該申告書の提出日が2021年5月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p> <p>ウ 上記ア及びイ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が2021年1月1日から3月31日までであること。）</p> <p>(5) その他必要と認める書類</p> <p>2 2020年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2021年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合であって、2021年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この場合において、2020年の事業収入が存在しないことを基本情報として入</p>	<p>収入</p>
--	--	-----------

	<p>力すること。</p> <p>(1) 様式第6号3（2021年1月から2021新規開業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士による署名又は記名押印を得たものであること。）</p> <p>(2) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>(3) 別表1に定める本人確認書類</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2020年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2021年4月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>イ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2020年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2021年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p> <p>ウ 上記ア及びイ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が2020年12月31日以前であること。）</p> <p>(5) その他事務局が必要と認める書類</p>	
--	--	--